

審査基準及び標準処理期間整理個表

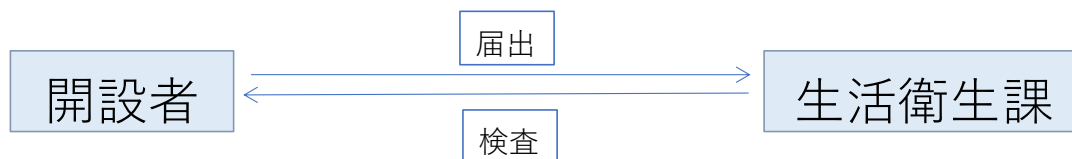
番号 210

処 分 名	美容所の使用前の検査	
処 分 の 概 要	施設の検査を行い、構造設備が基準を満たしているか確認する。	
根 拠 法 令 名	美容師法（昭和32年法律第163号）	
条 項	第12条	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
判 断 基 準	美容師法第13条、美容師法施行規則第26条、第27条、及び松山市美容師法施行条例第3条の規定に適合していること。	
<p>【根拠法令等】 美容師法 (美容所の使用) 第十二条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十三条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。</p> <p>第十一条 美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、第十二条の三第一項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(美容所について講ずべき措置) 第十三条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 常に清潔に保つこと。 二 消毒設備を設けること。 三 採光、照明及び換気を充分にすること。 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置</p> <p>美容師法施行規則 (清潔保持の措置) 第二十六条 法第十三条第一号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。 一 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。 二 洗場は、流水装置とすること。 三 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。</p> <p>(採光、照明及び換気の実施基準) 第二十七条 法第十三条第三号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。 一 採光及び照明 美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を百ルクス以上とすること。 二 換気 美容所内の空気一リットル中の炭酸ガスの量を五立方センチメートル以下に保つこと。</p> <p>松山市美容師法施行条例 (美容所の衛生上必要な措置) 第3条 法第十三条第四号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1) 美容所は、居室等と壁等により区分すること。 (2) 美容所には、待合所を設け、作業場と待合所は区別すること。 (3) 美容所の天井は、ほごりの落下を防ぐ構造とし、その高さは、床面から2.12メートル以上とすること。 (4) 作業場の面積は、10平方メートル以上とすること。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- (5) 作業場の面積が10平方メートルのものにあつては、セット用椅子(セット用に供する椅子で鏡に面したものをいう。以下この号において同じ。)の設置は2脚までとし、その面積が3.3平方メートルを増すごとにセット用椅子1脚を増すことができること。
 - (6) 作業場には、従業員の手指及び器具の洗浄ができる洗場を設けること。
 - (7) 洗場は、汚水が汚水溝に完全に流れる構造とすること。
 - (8) 皮膚に接する器具及び布片は、十分な数を備えること。
 - (9) 外傷に対する救急薬品を備えること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する措置
- 2 前項の規定にかかわらず、自動車に設備を設けて美容の業を行う美容所について衛生上必要な措置は、次のとおりとする。
- (1) 作業場は、運転者席等と仕切りをすること。
 - (2) 作業場は、作業及び衛生の保持に支障のない面積を有すること。
 - (3) 使用水量に応じた給水タンク及びこれと同容量以上の汚水タンクを設けること。
 - (4) 洗場は、汚水が汚水タンクに完全に流れる構造とすること。
 - (5) 作業場の床面は、支柱その他の設備により、作業中は水平に固定しておくこと。
 - (6) 前項第3号及び第8号から第10号までに掲げる措置

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。